

■教育・保育提供区域の見直しについて

	事業	事業の概要	区域設定 (当初案)
	教育・保育	施設型給付 地域型保育給付	市全域 6区域
地域子ども・子育て支援事業（13事業）	1 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業	市全域 6区域
	2 延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業	市全域 6区域
	3 地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	市全域 6区域
	4 放課後児童クラブ（学童保育）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	市全域 6区域
	5 ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	市全域
	6 子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）	市全域
	7 病児・病後児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業	市全域

区域設定 (見直し案)
(当初案のとおり)
<div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">事業類型に応じて①「市全域」「6区域」と②「市全域」のみに区分</div> 【理由】 ①「在園児（幼）対象型」…「教育・保育」の設定に従い、「市全域」と「6区域」の両方とする。 ②「それ以外」…「市全域」のみとする。（保育所の一時預かりの利用希望者は居住区域に関係なく、利用できる施設を選択しているため。）
(当初案のとおり)
<div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">「市全域」のみに変更</div> 【理由】 利用希望者は居住区域に関係なく、どの施設でも利用できるため。
<div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">「6区域」→「校区単位」に変更</div> 【理由】 実態と合わせるため（平成26年度第1回会議でも意見あり。）。
(当初案のとおり)
(当初案のとおり)



